

2019年10月21日
オリックス生命保険株式会社

「令和元年台風第15号および第19号」の被災者の方々に対する 特別な取扱いについて

このたびの「令和元年台風第15号および第19号」により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、皆さまの安全をお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域のご契約者さまに対して、以下のとおり特別な取扱いを実施いたします。

※災害救助法適用地域につきましては、内閣府ホームページの[「災害救助法の適用状況」](#)をご参照ください。

記

【特別取扱いの内容】

1. 保険料のお支払いが一時的に困難な方へ（保険料払込猶予期間の延長）

お申出をいただいた場合、保険料の払込期限を延長し、ご契約を有効に継続させていただきます。なお、払込みを延長した保険料については、2020年4月30日までにお支払いいただく必要があります。

【ご注意ください】保険料の免除ではありません。

期日までにお支払いいただけない場合は、ご契約の効力は失われます（一部のご契約については、保険料自動振替貸付が適用になります）。

2. 各種手続きを迅速に進めたい方へ（必要書類の一部省略）

保険金・給付金、契約者貸付金のお手続きの際、お申出により必要書類を一部省略する等、簡易にお取扱いする場合がございます。

3. 必要な入院治療を受けられなかった方へ（入院給付金請求の特別取扱い）

被災が原因で以下（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ「本来必要であった入院期間」についての医師による証明があるときは、必要であった期間分の入院給付金をお支払いいたします。

詳細は事前にお問合わせください。

- （1）病院の事情ですぐに入院できなかった場合
- （2）病院の事情で退院が早まった場合

(3) 医療施設に入院できなかった場合

4. 一時的に資金が必要な方へ（新規契約者貸付に対する特別金利の適用）

対象地域の方から新規の契約者貸付の申込みがあった場合、利息を免除いたします。

【ご注意ください】解約払戻金のない商品・旧ハートフォード生命の商品は対象外です。

適用金利	年利 0.00% ただし、追加貸付については、所定の金利が適用されます。
貸付金額の上限	約款規定の範囲内
特別金利適用期間	貸付日～2020年4月30日まで
受付期間	2019年10月12日～2019年12月30日まで

詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

以上

< お申出先・お問合せ先 >

- 各種手続きに関するお問合せ窓口

0120-506-094

《受付時間》月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

- 保険金・給付金に関するお問合せ窓口

0120-506-053

《受付時間》月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）